

**「平成17年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受け
および平成17年度中の国債買入消却への対応に関する件」 中一部改正**

○ 1. (2) を横線のとおり改める。

(2) 償還期限到来国債のうち、平成16年度中に借換引受けを行った割引短期国債については、以下のとおり取扱うこと。

イ、略（不変）

ロ、イ、以外の割引短期国債のうち、~~その額面総額の2分の1~~14兆8,000億円については、割引短期国債をもって、借換引受けを行うこと。

ハ、略（不変）